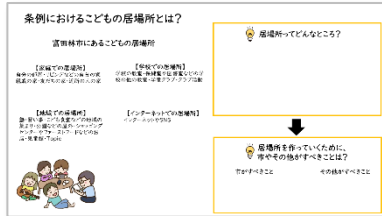


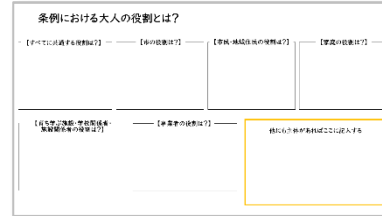
重点議題④ こどもの権利の施策展開

第5回会議の議題

1. 条例におけるこどもの居場所とは？



2. 条例における大人の役割とは？



第5回会議の意見（1. 居場所）

●居場所ってどんなところ？

安心・安全 (11件)	安全な場所(命が守られる)
	子どもだけで過ごすことができる場所
	安心・安全にゆったり過ごせる
	安心安全なところ
	子どもが安心・安全に過ごせる場所
	安心して過ごせる
	安心できる
	子どもが安心して過ごせる場所
	安心・安全
	安心できる居場所
	安心・安全に自由に遊べる場所
	遊べる・楽しく 過ごせる (4件)
遊べるところ	
思いっきり遊べる	
遊びなどやりたいことができる、道具などがある	
否定されない (3件)	ルールで固められない
	否定されない
	強要されない
自分らしさ (4件)	自分らしく
	自分を認めてもらえる
	ありのままの自分でいられる場所
	自分の好きな事ができる
意見が言える・ 尊重される (6件)	自由なところ(子どもの意見が尊重できる)
	自分のことが話せる、その話を認めてもらえる
	自分で決定できる
	大切にされる、尊重される
	言いたいことが言える
	話をきいてくれる人がいる
ゆっくりできる (6件)	休めるところ
	自分をゆるめられる
	一人でいれる
	ストレスがない
	ほっとできる心の居場所

	楽しくホッとする
交流 (4件)	何かを共有してコミュニケーションがとれる場所
	交流できる
	親子でゆっくり過ごすことができる場所
	こどもだけでなく大人の居場所も大切→そこにこどもも参加できる世代間交流
機能 (10件)	選択肢がある
	うきうきするカフェ(スタバに行けない子どもでも行ける)
	好きなダンスが習える場所(オトナと一緒に)
	本物の芸術作品に触れることができる場所
	誰でも気軽に入れる場所
	体験できる居場所
	家や学校以外の居場所
	定期的に開かれている
	学びの場になれる場所
	いつでも利用

●居場所を作っていくために市やその他がすべきことは？

こどもの意見を 聞く(2件)	子どもの話を聞く
	運営には子どもの意見をきく機会を
ソフト面の整備・ 配慮 (8件)	子どもが過ごしやすい工夫
	伸び伸びと安心して過ごすための管理
	多様な価値観を想定しておくこと
	理解と認知
	選択肢がある
	人と人をつなげる工夫
	多様な人と出会える
	一歩をふみだすハードルを低く
地域との交流 (2件)	学校・家以外の地域の人との交流
	地域における居場所づくり
学校関係 (3件)	学校の先生の業務量を減らす(子どもとの対話時間を確保)
	「先生忙しそうやから」と子どもがえんりよしている
	連携(居場所と学校間の連携)
人材の 確保・養成 (4件)	支援人材の確保
	スタッフ集め
	人材の確保と養成
	人・スタッフ
情報発信 (3件)	情報提供
	正しい情報
	啓発
場所の 確保・整備 (7件)	ハード面
	こどもが集まれる場所をつくる
	場所、場の確保
	土地の確保
	友達とゆっくりできるスペースの確保
	ボール遊びしてもおこられない公園施設
	助けてと言える場、ここに行けばいいよ！と言える場
予算 (2件)	予算
	防犯のための予算

第5回会議の意見（2. 大人の役割）

すべてに共通する役割は？	市民って誰？ →保護者も事業者も市民
	主体としては、①「市(行政)」、②職業として子どもに関わる人(協力関係が生じる)、③保護者、④地域で子どもに関わる人(お店の人)(見守り、居場所)
市の役割は？	—
市民・地域住民の役割は？	地域でこどもが楽しめるイベントを
家庭の役割は？	こどもの話を聞く
育ち学ぶ施設・学校関係者・施設関係者の役割は？	—
事業者の役割は？	—
他にも主体があれば	こども自身の役割が必要 (自分や他のこどもの権利について知り、守ろうとするなど)

意見の取扱いについて

令和6年度に実施したこどもの声を聴く取組と本委員会の意見をもとに作成した「富田林市こどもの権利条例【骨子案】」（資料1）に、上記の意見をふまえた内容を盛り込み済み。